

知的財産契約の実務（第32回）

産学共同研究開発契約の実務と課題 —産学共同研究開発契約の重要性を考慮して—



青山学院大学法学部特別招聘教授
石田 正泰

目次

はじめに

I 共同研究開発契約の実務概説

1. 共同研究開発契約の意義、三要素、主要事項
2. 共同研究開発のメリット・問題点

II 産学連携の目的・効果

1. イノベーション促進のための産学連携基本戦略
2. 産学連携の目的
3. 産学連携の効果

III 共同研究開発における実務的問題

1. 共同研究開発と知的財産に関する問題の概要
2. 共同研究開発の成果の帰属と利用の原則
3. 共同研究開発の成果の事業化
4. 共有権利の不実施補償問題、単独ライセンス許諾権問題
5. 共同研究開発と営業秘密・ノウハウ
6. 共同研究開発契約のチェックポイント、交渉、調印

IV 共同研究開発契約のチェックポイント、交渉、調印

1. 共同研究開発契約のチェックポイント
2. 共同研究開発契約書の文例
3. 交渉（ネゴシエーション）：チェックリストの利用
4. 調印

V 産学間の共同研究開発契約の課題

1. 産学間の共同研究開発の必要性と課題
2. 産学間の共同研究開発契約における基本、応用、戦略問題

3. 産学間の共同研究開発に関する知的財産問題

4. 産学間の共同研究開発契約に規定しておくべきポイント

まとめ

はじめに

昨今、産学連携問題が多種多様な場において、多種多様に論じられ、多種多様な施策が講じられている。この問題は、国策的にも産業政策的にも極めて重要である。

一般的に、企業経営における基本理念は持続的発展であり、そのためには、効率のよいイノベーションが必要不可欠である。イノベーション活動においては、オープンイノベーション対応として他との適切な連携が必要不可欠であり、他との連携については多種多様な形があるが、産学間の連携、特に産学間の共同研究開発が必要かつ有益である。また、近年教育基本法、学校教育法の改正により、大学の使命として、教育、研究に加えて「…成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」即ち、「社会貢献」が加えられたことにより、産学間連携による社会貢献の実効性への期待が顕著となっている。

I 共同研究開発契約の実務概説

1. 共同研究開発契約の意義、三要素、主要事項

(1) 共同研究開発契約の意義

共同研究開発契約とは、当事者双方が新技術又は新製品の研究開発行為を共同で遂行することを約する契約をいう。研究開発委託（受託）契約と区別される。

(2) 共同研究開発契約の三要素

- ① 契約当事者
- ② 研究開発の対象
- ③ 研究開発行為の共同遂行

(3) 契約本文中で規定される主要事項

- ① 用語の定義：研究開発の対象、研究開発成果
- ② 研究開発の遂行に関する事項：研究開発行為と費用の分担、研究開発の場所と開始時期、関係情報の交換・打合せ、技術指導、進捗状況等の報告、研究開発施設・機器等の貸与等、研究開発計画の変更、二重研究開発の制限
- ③ 開発成果の帰属、出願・権利取得手続、権利の維持と保全等に関する事項：開発成果の確認、開発成果の帰属、出願及び手続遂行、権利の維持と保全
- ④ 開発成果の利用に関する事項：当事者による開発成果の利用、相手方への協力、第三者への実施許諾・譲渡等
- ⑤ 契約期間と解約に関する事項：契約期間とその満了、解約
- ⑥ その他の一般事項：秘密保持、契約の変更・通知

2. 共同研究開発のメリット・問題点

共同研究開発のメリット・問題点は、一般的に次の諸点を挙げることができる。